

## 町長挨拶



和辻哲郎氏によれば「風土が人間に影響する」そうです。そもそも、風土とはその土地・土地の自然に制約されるものですが、自然はその土地の農村漁村のあり方を決め、結果として、産業・職業をも規定し、さらには生活・文化をも規定するともいえるのです。そして、その生活風土・文化風土が人間形成に影響するというふうに考えられるのですが、自然からはじまる一連の流れが風土ですから、風土が人間に影響するという冒頭の概念が生まれるのでしょうか。

日本という国は多様な風土を持つが故に、異なる地域文化を生み、日本人の多様性の要因になっていると考えられないでしょうか。しかし、この多様な風土が、地域の歴史や自然とは関係のない全国一律の様相を呈してきたのです。これをファストフードにたとえ、ファスト風土化する日本として問題視されています。

「わび」「さび」といった概念を生み出した民族は世界でも日本人ぐらいのもので、そういう類いまれな感性はまさに日本の風土が生んだ傑作(奇跡)と言っても良いと思います。

風土に占める景観のウェイトは大きく、景観が私たちを作っていると言ってもあながち間違いではありません。口から食物を摂取することで身体を維持しているわれわれは良くも悪くもその食物の影響を受けているのと同様に、目から多くその意識を形成し感性が磨かれている以上、私たちを取りまく環境(空間)は非常に大切です。そして、感性が豊かになるということはさらに人生を豊かにしてくれると考えられます。

「スケッチに残してほしい風景がある　ふるさと風景ノート」という中之条町景観計画のテーマは美しい町にすむことに幸せを感じ、愛着と誇りを持てる地域にするため、町民の皆様一人一人のご理解とご協力が重要であり、その意識と行動が私たちの人間性をも豊かにするための一歩でもあるのです。

結びに、この計画が景観計画策定委員のみなさまのご尽力により策定できましたことを心から感謝申し上げ、挨拶と致します。

中之条町長

内島 道隆

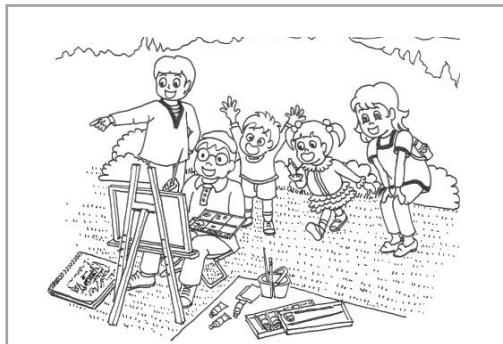
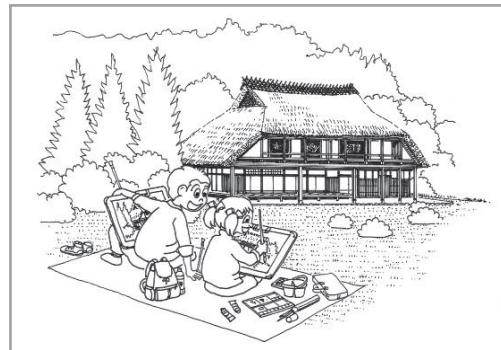
# 目 次

<b>1. 景観形成の基本的な考え方</b>	01
1-1 景観形成の目標及び理念	01
1-2 ふるさとの風景を捉える視点	02
1-3 町民への啓発	03
1-4 景観形成の実現に向けて	04
<b>2. 中之条町の景観特性</b>	06
2-1 景観要素の類型化	06
2-2 山並自然景観	08
2-3 農村景観	09
2-4 水辺景観	10
2-5 街道景観	11
2-6 歴史文化景観	12
2-7 にぎわい景観	13
2-8 中之条町の景観特性図	14
<b>3. 景観計画の区域</b>	15
3-1 中之条町景観計画区域	15
3-2 景観形成重点区域	16
3-3 景観形成重点区域【候補地区】の選定とその指定方針	25
<b>4. 良好的な景観形成に関する方針</b>	26
4-1 景観形成のルール	26
4-2 目指すべき理想の景観「ふるさと風景ノート」	28
<b>5. 良好的な景観形成のための行為の制限に関する事項</b>	35
5-1 届出対象行為基準	35
5-2 景観形成基準	40
<b>6. 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針</b>	74
6-1 景観重要建造物の指定の方針	74
6-2 景観重要樹木の指定の方針	75
<b>7. 良好的な景観形成に必要な事項</b>	76
7-1 景観重要公共施設の整備に関する方針	76

# 1. 景観形成の基本的な考え方

## 1-1 景観形成の目標及び理念

町全体には、様々な景観が散りばめられているが、これらの景観は町民の足もとから広がっており、そこに各人の思いが入り込むことで1つの風景が構成される。足もとで広がる景観をふるさとの原点として捉えながら、その景観を様々な人の記憶に留め、スケッチしたくなるような風景を積み重ねることで、美しいまちに住む幸せを感じ、愛着と誇りを感じるふるさとの景観づくりを目指す。



なお、「ふるさとの風景」を描くためには、様々な場面に見られる景観を町民とともに協力しながら育むことが必要であり、目指すべき理想の景観を「ふるさと風景ノート」に描き、景観形成に際する将来像を共有しながら、各地域の文化や特長を活かした景観形成を進めていく。

### 景観形成の理念

スケッチに残して欲しい風景がある

**「ふるさと風景ノート」**

### 景観形成の目標

美しいまちに住む幸せを感じ 愛着と誇りの景観づくり

### 「ふるさとの風景」を構成する要素

- ◇風 土(自然、地形、河川、棚田、四季、… 等)
- ◇歴 史(集落地、中心市街地、街道、歴史資産、… 等)
- ◇文 化(祭り、神事、中之条ビエンナーレ、伝統、… 等)
- ◇産 業(商工業、農業、養蚕業、観光、… 等)
- ◇生 活(営み、出会い、交流、コミュニティ、… 等)

## 1-2 ふるさとの風景を捉える視点

ふるさとの風景を育むことで、中之条町らしさを形成するための基本的な考え方として、以下の5つの視点を大切にする。

### 「気付く、再認識する」視点

◇自分たちの身の回りに当たり前に広がる風景の素晴らしさに気付く。

### 「守る、つなげる」視点

◇これまでに先人が築き上げた「ふるさとの風景」を担う景観を保全し、次世代に継承する。

### 「直す、修復する」視点

◇人口減少、少子高齢化に起因する空き家、耕作放棄地等の手当てを行う。

### 「進化、発展させる」視点

◇継承されてきた風景や手当てされて蘇った景観をさらに発展させる。

### 「協力する、知恵を出す」視点

◇町民、観光客、中之条町に関わるすべての人が協力し、知恵を出しながら風景を描く。



「守る、つなげる」視点【例:赤岩伝統的建造物群保存地区】



「直す、修復する」視点【例:伊参スタジオ公園】



「進化、発展させる」視点【例:四万温泉】



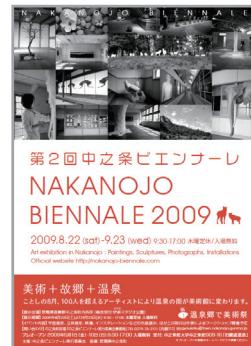
「協力する、知恵を出す」視点【例:中之条駅】

## 1-3 町民への啓発

中之条町では、景観に関する取組みが、以下のように町民との協働により実施されている。

## 中之条ビエンナーレの活動

2年に1度、アーティスト主導で行われる大規模アートイベントとして、四万・沢渡温泉郷をはじめとして古い木造校舎や商店街など、町中のいたるところを里山ふるさと美術館に変える取組みが行われている。訪れた人や作品を出展するアーティストに対して、中之条町をアピールする良い機会であるとともに、中央商店街、温泉地、景観資源のそれぞれをつなぐ役割を担っていることから、中之条ビエンナーレをきっかけとした景観形成への取組みや地域の活性化が期待される。



中之条町ふるさと交流センター「つむじ」

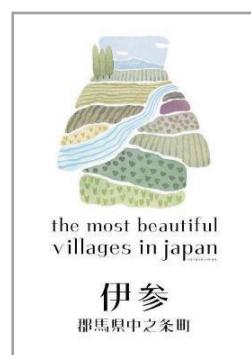
地域住民が気軽に立ち寄れ、観光客などの来訪が期待できる縁側的施設として、文化遺産等の情報発信、商店街の活性化を目的とする中之条町ふるさと交流センター「つむじ」が王子原地区に立地している。この施設を拠点として、「賑わいと魅力あるふるさとづくり」について、全国及び世界に中之条町の「ふるさとの風景」を発信する。

上信越高原国立公園の許可、届出を要する四万温泉地区

国立公園の中では、建物を建てたり、木を切ったりするなど、自然の風景を変えるような行為は「自然公園法」で規制されている。上信越高原国立公園では、すべての許可、届出事務は国【環境省万座自然保護官事務所】が行うこととされており、地域の実情に応じた画一的なルールの運用を図るために、四万温泉地区では国立公園管理計画書に基づき、許可及び届出がなされている。

いさま  
日本で最も美しい村連合に加盟した伊参地区

農山村の景観や文化を守ることで、地域の発展を目指しているNPO法人「日本で最も美しい村連合」に、伊参地区が2009年10月6日に加盟した。伊参地区では、養蚕業が盛んであったことから、国指定文化財に指定されている富沢家住宅が世界遺産の暫定リストに登録されているほか、全国で唯一の重要無形文化財のお茶講が体験できる。これらの景観や自然環境をはじめとした地域資源を、人々とともに未来に残すことを目的として活動が行われている。



重要伝統的建造物群保存地区に指定されている赤岩地区

赤岩地区の集落形態は、道沿いにある程度まとまって屋敷が連続する街村であり、屋敷を構成する主屋、蔵、小屋が連なった集落景観を形成している。江戸時代から現代までの養蚕環境を保持する地区として、平成18年7月に重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、主屋の建築年代の幅が広く、建築の外観に時代毎の特徴があらわれている。なお、歴史的文化財保存地区保存条例にて、現状変更行為の許可基準が設けられており、あらかじめ教育委員会の許可が必要である。

## 1-4 景観形成の実現に向けて

中之条町では、景観計画を活用しながら、住民主体の景観づくりを積極的に支援するとともに、良好な景観形成を進めるための取組みや支援のための体制を構築する。

### 町民主体の景観形成

#### 町民主体の活動支援

景観計画は、各地域における景観形成の土台となるものであり、長期間にわたって少しづつ良好な景観が築き上げられる。また、景観を美しくすることは、防犯面をはじめとして安心安全なまちづくりにつながるほか、経済活動や観光面に寄与するなど、全国に誇れる愛着を持てるまちが実現される。その過程において、住民が主体となった周辺活動が大きな役割を占めるところから、日常的な景観を育む取組みを積極的に推進する。

#### 積極的な修景活動等への参加の促進

良好な景観を持続性のあるものにするためには、捨てられた景観を可能な限り減らし、将来にわたる適切な維持、補修が必要となる。そのため、手当てが必要な建築物や地域にとって価値のある建築物は、取り壊すことなく積極的な利活用を促進し、若い人材の呼び込みやコミュニティ空間の形成に努める。また、景観形成重点区域において、建築物の建築行為を行う際に、良好な景観形成に向けて積極的な修景活動を実施する場合にその経費を助成する。

### 景観を考える機会の創出

住民による景観づくりを進めていくためには、景観について話し合い、考える機会を設けることが必要である。将来的に景観形成の担い手となる子どもたちに対しては、学校教育を利用した景観学習の場を設定することで、幼少期から町への愛着を育み、最終的には幅広い年代による景観に関する意識を高揚させることができる。中之条町では、そのような機会を積極的に創出し、住民の景観への关心や意識を高めるための取組みを積極的に推進する。

### 行政による景観形成

#### 景観法、景観計画の活用支援

町民や事業者の意見、要望等が十分に反映されるように、良好な景観の形成を適切に誘導する必要があると認めるときは、学識者等から構成される景観アドバイザーの意見を聞くことができる。具体的には、窓口で景観形成基準の適合の有無を判断する場合に、景観形成基準には適合するものの、良好な景観形成には結びつかないような事項に対して、景観形成基準の解釈を景観アドバイザーに委ねるものである。さらに、変更命令が必要な場合には景観審議会における合議に基づき最終的な判断を行うものとする。また、景観計画の変更の必要性がある場合には、町民説明会や縦覧等により町民や事業者等の意見を聞くものとする。

## 良好な景観形成を推進する体制づくり

良好な景観形成を総合的に進めていくために、万座自然保護官事務所などの国機関、中之条土木事務所などの県機関、近隣市町村と連携しながら景観形成を推進する。また、届出対象行為に該当しない場合でも、良好な景観形成につながる相談や情報提供等に対して、住民や事業者が気軽に相談できる窓口を設置し、住民とともに地域のあるべき姿を目指した景観形成に努める。さらに、景観法に基づく届出をする場合には、30日間の行為着手制限が課せられるが、良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるとときは、その期間を短縮することができるため、事前協議を行い、届出の内容を事前に協議して、住民や事業者のニーズに応えていく。

## 公共事業における景観形成

公共事業による景観形成は、周辺に対する波及効果が大きいことから、府内関連部所との調整を十分に図りながら、行政が率先して良好な景観形成を図る。

## 協働による景観形成

### 景観協議会における協議

官民が一体となって良好な景観の形成のための取組みについて必要な協議を実施するため、景観法第15条に規定される景観協議会を設置することができる。町、景観重要公共施設の管理者、景観整備機構、住民、NPO法人、観光や商工等の関係団体、公益事業者、良好な景観の形成の促進のための活動を行う者等で構成され、協議が整った事項については、構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。このような協議会を通じて町民が景観に関する議論を積み重ね、意識を向上させることで地域の目指すべき景観やまちなみに対する共通理解を深める。

## 景観形成の表彰

景観表彰制度は、優れたデザインや景観要素の好事例を提示できる取組みであり、選定の過程においても観光客向けにまちかど審査会を開催することなどにより、広く町民に普及し、景観形成の取組みのモチベーションを向上させるために、例えば、中之条ビエンナーレの開催に合わせて実施する。